

平成三十年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成三十年九月十二日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長 奈良 完 治

副委員長 工 藤 健 一

委 員 阿 部 祐 己

五十嵐 忍

前 田 信 一

奈良岡 文 英

小 野 稔

藤 林 公 正

吉 村 忠 男

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

横 山 哲 英

浅 利 直 志

野 呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平 田 博 幸

副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	能登谷 英彦
企画財政課長	榭 淳一
税務課長	阿部 悟
住民課長	清野 健志
福祉課長	久保田 整
建設課長	神 昭彦
農政課長農委事務局長併任	佐々木 泰人
会計管理者・会計課長	工藤 峰靖
上下水道課長	對馬 猛清
監査委員	神 忠勝
選管委員長	加福 孝二
教育長	武田 登
学務課長	兵藤 範明
生涯学習課長	高木 秀光
学校給食センター所長	清水 裕行
農業委員会会長	野呂 廣志
地方創生推進室長	森 篤

事務局職員出席者

事務局 長

藤 田 伸

係 長

久保田 育 子

審 査 日 程

議案第六十号 平成二十九年 度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十一号 平成二十九年 度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成三十年九月十二日

開 議 午前九時五十七分

○委員長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（藤田 伸君）

どうも皆さんおはようございます。

事務局から報告いたします。十四番野呂日出男委員より所用のため、おくれる旨の届け出がありましたのでご報告いたします。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十号平成二十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で二件を審査する予定であります。各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十号平成二十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、改めまして、おはようございます。

議案第六十号平成二十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。決算書の三百六、三百七ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入が総額で三億八千七十四万四千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億六千五百九十五万四千円余りで、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二千七百六万六千円余りであります。

第二項営業外収益が一千四百七十万五千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四万円余りであります。

第三項特別利益は、貸倒引当金戻入益の八万四千円であります。

次に、支出ですが、総額で三億六千八十万円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億三千二百九十二万円余りで、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が一千三百二十九万四千円余りあります。

第二項営業外費用が二千七百四十五万七千円余りで、そのうち、納付する消費税が一千百三十一万五千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が四十二万二千円余りあります。

三百八、三百九ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で五百六十九万五千円余りあります。内訳といたしましては第一項負担金の五百六十九万五千円余りで、これは白子バイパス関連配水管移設工事に対する県の負担金及び消火栓更新工事に対する一般会計からの負担金であります。

次に、支出が総額で九千七百五十二万三千円余りあります。内訳としましては、第一項建設改良費が二千九百二万六千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二百十万円余りあります。

第二項固定資産購入費が八十七万六千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が三万五千円余りあります。

第三項企業債償還金が六千七百六十二万円余りあります。収入の第一項負担金の地方公営企業法第二十六条の規定による繰越額に係る財源充当額は、白子バイパス関連配水管移設工事の二十九年度への繰越工事費としての県負担金三百

一万七千円、支出の第一項建設改良費の地方公営企業法第二十六条の規定による繰越額は白子バイパス関連配水管移設工事の二十九年度への繰越工事費四百五十五万九千円余りであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千百八十二万八千円余りについては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

三百二十ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に業務量についてご説明いたします。給水人口が前年と比較して、八十六人減の一万五千八十八人、給水戸数では三十一戸増の五千四百六十五戸で、給水区域内における普及率は〇・一％増の九九・七％であります。

次に、配水量及び有収水量等につきまして、昨年指摘がありましたので、両地区ごとに内訳を掲載いたしました。年間総配水量が両地区合計で六千二百六十四立方増の百五十万八千七十九立方、年間総有収水量が両地区合計で六千五百六十四立方減の百二十九万二百二十七立方となっており、有収率は前年度より〇・七％減の八五・六％となっております。

三百二十三ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。平成二十九年度末企業債残高は六億九千九百四十六万八千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が十八件で、五億五千二百九万四千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で一億二千四百八十三万七千円余り、民間資金が三件で、二千二百五十三万六千円余りあります。

次に三百二十五ページをお開きください。収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は三億五千三百六十六万一千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億三千八百八十八万八千円余りで、そのうち第一目給水収益が三億三千八百三十二万七千円余りであり、給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億二千八百三十一万八千円余り、メーター使用料が一千万

八千円余りであります。第三目他会計負担金が消火栓修繕費の五万八千円余り、第四目その他営業収益が検査手数料及び給水工事業者指定手数料の五十万二千円あります。

次に、第二項営業外収益が一千四百六十八万九千円余りで、内訳といたしましては第一目受取利息及び配当金が預金利息の二十五万二千円余り、第二目他会計補助金が簡易専用水道委任事務交付金として県から交付された十四万七千円余りであります。第三目長期前受金戻入が一千三百七十五万四千円余りで、これは平成二十六年度からの地方公営企業法改正に伴う減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が五十三万五千円余りで、主なものは水道企業団保守業務受託による委託料の五十一万円余りであります。

次に、第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の八万四千円であります。

三百二十六ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は三億三千六百十九万円余りあります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億一千九百六十二万六千円余りで、そのうち第一目浄配水費が一億五千七百五十二万二千円余りで、主なものといたしましては、第四節委託料が二百七十万二千円余り、委託料の主なものとして、電気保安業務委託料が四十三万八千円余り、水質検査業務委託料が百三十一万二千円、浄水場定期点検業務委託料が四十四万円であります。第六節修繕費が一千九百四十一万円余りで、主なものといたしましては、配水管・仕切弁修繕費が六百九十六万六千円余り、西豊田浄水場ナンバー4排水ポンプインバーター修繕工事が百五十万円、メーター取替工事費が四百五十九万円、交換用メーター修繕費が二百九十一万六千円余りあります。第七節動力費が六百二十七万七千円余り、第九節受水費が一億二千八百九十九万一千円余りで、これは津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第三目総係費が五千五百十九万九千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費及び賞与、法定福利費引当金等の職員給与費が四千三百三十五万五千円余り、三百二十七ページ、第十二節委託料が五百七十万二千円余りで、委託料の主なものといたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百九十

五万八千円余り、電算機器保守委託料が百二十九万五千円であります。三百二十八ページ、第四目減価償却費が一億六
百九十万四千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の建物分が三百三十八万七千円余
り、構築物分が八千四百二十八万七千円余り、機械及び装置分が一千四百二万四千円余り、工具、器具及び備品分が二
百十八万六千円余り、第二節無形固定資産減価償却費が二百二十万五千円であります。

次に、第二項営業外費用が一千六百十四万一千円余りで、内容といたしましては第一節企業債利息であります。償還先
別では、財政融資資金が十八件で一千二百九十万七千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で三百十万円余り、民
間資金が三件で十三万三千円余りであります。

第三項特別損失が四十二万二千円余りで、生活困窮者の水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千七百四十七万一千円余りで、黒字決算となったものであります。

三百二十九ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきま
しては消費税込みとなっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は五百六十九万五千円余りであります。内訳といたしましては、第一
目工事負担金の百四十四万八千円余りで、これは白子バイパス関連配水管移設工事に対する県の負担金であります。第
二目の消火栓更新工事に対する一般会計負担金が四百二十四万六千円余りであります。

次に、支出ですが、総額で九千七百五十二万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項建設改良費第一節
委託料の藤崎町水道事業基本計画策定及び耐震診断業務委託料が一千九百六十五万六千円、第二節工事請負費の消火栓
更新工事費が四百十九万二千円余り、白子バイパス関連配水管移設工事費が三百三十三万二千円余りであります。

第二項固定資産購入費が八十七万六千円余りで、第一目第一節備用品費の量水器購入費四十万二千円余り、第二目第一
節備用品費の紙折り機三十六万円余りであります。

第三項企業債償還金は六千七百六十二万円余りで、償還先別件数では財政融資資金が十八件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が三件であります。

以上で、水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと三百二十九ページです。水道会計は今のところ最も安定している会計だなという思いもあるんですけども、高い水道料金とそれらに今までの蓄積に支えられて、質問は三百二十九ページの委託料として藤崎水道事業基本計画策定及び耐震診断業務委託料一千九百六十五万円というふうにあるんですけども、この水道事業の基本計画を策定したというようなことなんですけれども、我々にもちょっと説明したのかなと思っておりますけれども、その主要な基本計画の中で、老朽管の取りかえといたしますか、そういうのはどういうふうな計画になっていますんでしょうかということと、耐震診断業務をしたという構築物についてだと思っておりますけれども、問題というか、耐震改修などする必要があるという構築物などあったんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。この基本計画の中でこの老朽管の更新につきましては、平成四十年から平成五十九年の二十九年間で全体の約七九％、距離にいたしまして九十七キロの更新が必要というふうになっております。ですので、平成四十

年度ごろからは管の更新をしなければならないのかなということを思っております。

あと、耐震診断ですけれども、これはタンク、常盤及び藤崎の配水のタンクについての耐震診断でございます。この耐震診断につきましては、県で発表しております青森県の地震・津波被害想定調査というものがございまして、津軽地区は震度五強が想定されるということでございますので、それをもとに耐震診断を行ったものでございます。その結果につきましては、耐用年数が六十年ほどで、まだ三十年ほど経過しておりますので、耐用年数の半分ほど経過しているだけですので、老朽化も進んでおらないため、早急に耐震補強する必要はないという結果が出てございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

委託結果、水道事業基本計画の何か聞くと四十年からということで、私などはこの世にいないような感じをしておるんですけれども、その是非はここで議論することではないんじゃないかとも思いますけれども、平成四十年からじゃなくて、もっとその前からでも計画を具体的に規模は小さくても必要、もう四十年からやるけれども、その前に必要なものからというようなことで、取り組むことが必要んじゃないかなというふうに思うんですけれども、平成四十年というか、平成はなくなるんですけれども、その十年後からというふうになった大きな理由は何なんでしょうか。お金がないからですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。この四十年というのは、管の耐用年数からこの四十年ということになったものでございます。

管の耐用年数が四十年ですが、基本計画ではこの四十年の一・二倍、四十八年までは大丈夫という、今までの統計上でございますので、それをもとに計算して四十年からという計画になっております。ただ、私も浅利議員がおっしゃったとおり四十年からこの二十年で更新を進めていくということになれば、やはりその平準化ということ考えた場合、やはり五年でも前倒しとかは必要ではないかというふうには思っております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

三百二十六ページのインバーター取替工事百二十万円、修繕百五十万円とありますけれども、修繕のほうが取りかえよりも高いというのはどういう理由なんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは工事名のちょっとつけ方の違いだけで、済みませんが、両方とも実際は取りかえ工事を行っております。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

せば、ナンバー4も取りかえでいいんですよね。（「はい、そうです」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

三百二十八ページですけれども、不納欠損四十二万二千元とありますけれども、何名ですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは一名でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これはページ数でいきますと、収益的費用明細の三百二十五ページですね。金額はそう多いものではないんですけれども、その中で他会計補助金で説明していただきましたんですけれども、県から交付されたんだと。簡易専用水道委任事務交付金だという十四万七千円、十五万円ほどなんですけれども、これはどんなことをやって交付されたものなんですか。交付の基準はどういうものなのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは簡易専用水道とは、水道から供給される水だけを水源として、その水を受水槽にため、ポンプや高架水槽に揚水して、各階に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計十立方を超えるものを簡易専用水道といっ

ております。それで、対象になるのが藤崎町役場、藤崎町文化センター、学校給食センター、明德中学校、ときわ会病院、ときわ会病院緩和ケア、特別養護老人ホームさんふじ、イオン藤崎店、青森競輪場場外車券売場の九件となっております。この九件分の簡易専用水道について、年一回の維持管理の報告を受ける事務でございまして、これは県から権限移譲を受けまして実施しているものでございます。この九件につきまして、一件当たり一万六千四百円として交付を受けているものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それって職員の方がやっているんですか、業者、防災工事士というか、そういう業者の方がやっているんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これは各対象の施設のほうに業者をお願いして、その検査報告が上下水道課に上がってくるものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か九件もやって十五万円というのは何かちょっと安過ぎるのかなというふうにも思うんですけれども、それで質問は、業務の遂行に当たって、課長からも説明もありました、三百二十ページでございます。その業務量の中の有収率という

のがあります。年間総配水量を藤崎地区、常盤地区というふうに今回からだと思えますけれども、分けてあるんです。それで、平成二十九年度の決算ですから、二十九年度についてお聞きいたします。藤崎地区は有収率が八九%、九割近いというので常盤地区が八割というようなことで、十ポイント近くの違いが出てきている理由は何なのかということなんですけれども、常識的に考えれば、何か常盤地区のほうで火事が余計出て消火栓を使ったとかということでもないと思うので、水漏れが常盤地区の配水管が多いということなんでしょうか。その辺、藤崎地区、常盤地区十ポイント近く違う理由はどのように分析していらっしゃるんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。常盤地区が低い理由につきましては、昨年度もあったんですが、水木地区におきまして、平成二十八年の十二月から二十九年の六月ごろまで、本管の漏水がありまして、その場所の特定に大変手間取りまして、通常であれば本管の漏水は地上のほうに水が湧き上がってくるわけですが、ここの場合、地下の漏水がたまたま隣の側溝に流れておりまして、そのためなかなかその場所を特定することができず、長期にわたって漏水が続いたということも一つの原因ですし、あと、昨年冬期間、非常に寒かったということで、一般家庭の凍結による漏水がかなりの数ありました。常盤地区におきましても空き家で漏水が発生いたしまして、たまたま隣の方が見つけて、うちほうに連絡が来たということで、その場所も長期にわたっての漏水が発生していたという、そういう事情もあって、常盤地区のほうが下がったものと思っております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

私の家も古い家なので、家庭に引いているところの管が古いというような弊害というか、そういう家もあるわけであり
ます。それで、やっぱり長期にわたって判明できなかったというようなことでもありますんですけども、何か前も説明
も受けたんですけども、じゃあそれを今回どういうふうにして発見、何か水路に流れていたんだという、どういうふ
うな経過で発見に至ったんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。この水木の漏水に関しましては、地元の方は大分前から何か変だということは気がついていたそう
でございますが、春、ちょうど田んぼに水を入れる時期とか、そういう時期になって用水がいつもより水が多いとい
うことで、変だということでそれで我がほうに連絡があったため、それで調査した結果、判明したものでございま
す。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

三百二十二ページの重要契約の要旨というのがございます。その中で、平成二十九年の六月五日、メーター取替工事、
契約の相手方藤村設備、藤村設備はまだ有限会社なのかな。となっております。これはメーター取替工事、これは入札
方式でやっていらっしゃるんですよね。何社ぐらいの入札でやっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。七社でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それで、何か私わからなかったのがあったんですけれども、メーター取替工事を四百九十五万円でやったと。これは純粹に工事費なんですか。それともいわゆるメーターそのものがありますよね、それも含めての金額になっているものなんでしょうか。その辺、常識的な点で済みませんけれども。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。これはメーターは八年で検定期間ということで、八年の前に交換するようになっておりますが、この費用の中には工事費及びメーター本体も入っております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

水道メーターからの収入も一千万円ほどあるわけなんで、水道、電気でいけば電気メーター使用料を取るのか取らないのかと、料金設定の問題でもあるんですけれども、私はメーター使用料を取らないで、そのかわりじゃあ料金は上がる

というようなことにもならざるを得ないかもしれませんが、そういうふうを考えておるんですけれども。その論点は置いておきますけれども、そのほかに計量器じゃない、何か在庫として抱えている計量器四十万円ほど計上されて、何ページだかちょっとわからなくなったんですけれども、四十万円ほど計上されているんですけれども、それは工事以外にどういう目的で計量メーターを買い入れているんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。ページ数でいくと三百二十九ページの固定資産購入費の中に量水器購入費四十万二千百七十円が計上されております。この量水器につきましては、検針等を行った際、メーターがどうも壊れているんじゃないかとか、あと新築の家を建てる場合、そのメーターを業者のほうに支給する、そのために備えておくための購入でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

会計としても全体としてやられている。老朽管の取りかえだとかの問題も早目にとりかかるべきではないかと私は思いますけれども。それで、新聞報道などで具体的に企業団、企業団そのものが施設整備が老朽化しているというその計画づくり、そしてそれからそういうふうになりますと、我々の受水費というか、そういう単価の問題もあるわけでありませう。この、町長は企業団の会議にも出ているんだと思いますけれども、この企業団そのものの改善計画といいますか、費用計画といいますか、それはどの程度まで、どこまで検討なされているのか、概略でいいので、説明していただきたい

い。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。企業団の経営検討会議というものを昨年度から実施しております。水道ビジョンや経営計画等について、企業団が今後の計画について計画したものを構成団体の部課長級の会議でございますが、これで示されております。去年の五月二十九日に第一回目の会議を行っております。ただ、この後弘前市で浄水場の更新計画について検討しており、その結果によっては基本水量の大幅な変更の可能性があるため、企業団の審議案件である水道ビジョン等の調整が必要になるということで、ちょっとこの会議が中断している状態でございます。

ただ、ことしの八月の二十八日、ちょっと新聞報道によりますと、弘前市の基本計画みたいなものが固まっていたので、またこの会議が再開するという事になっております。それで、この会議で示された受水費を上げるというものは、基本的には三十三年から西北のほうの、主につがる市ですが、ここが黒石の企業団から受水することになっております。そこで一日当たり一万一千立方供給量がふえるわけですが、この三十三年には基本水量の見直しが行われまして、各市町村が見直しした結果、最終的に全体で一日当たり九千立方ほどの減になることが想定されております。この基本水量につきましては、今後五年ごとに見直しが行われていきます。その推計を見ていきますと、五年ごとに二千立方ほど減っていく予定になっております。その結果を受けまして、企業団では受水費の値上げというものを打ち出したものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありますか。浅利委員。

○浅利直志委員

これで最後にしますけれども、受水費に対する、つがる市が何ですか、三十三年からかな、ふえるというようなこと、それから弘前のほうはこれほど要らないじゃという、こっちも改良するからというようなことも含めて、今説明もあつたんですけれども、私が聞きたいのは、町長に聞いてもよろしいですか。それらに伴って企業団としての施設の改良だとか、送水管というか、そういう改良についても今後取り組んでいく計画なのかなというふうに私は思っておるんですけれども、その辺の企業団の施設改善、それからそれに取り組む体制といいますか、その辺はどのようなふうな変更なりが検討されているものなんでしょうか。その点について町長または担当課からお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

企業団のこの財政計画を見ますと、今後その施設の更新等につきましては、このままですとそれは当町と同様で当然経過年数が迫ってございますので、施設の改修費で約八百五十億円かかるという試算がされております。それを企業団でも平準化等、あとダウンサイジング等の検討を行って、できるだけ圧縮していきたいという計画で、現在今後の会議のほうにも提案されるというふうになっております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十一号平成二十九年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第六十一号平成二十九年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百四十二、三百四十三ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で五億七千七百二十一万七千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億二千二百十五万二千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千四百四十一万円余りであります。

第二項営業外収益が三億五千五百四万三千円余りであります。

第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の二万二千円であります。

次に支出ですが、総額で五億五千四百十二万五千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億六千二百七十五万八千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が七百八十八万九千円余りであります。

第二項営業外費用が九千九十一万二千円余りで、そのうち納付する消費税が二百二万四千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が四十五万四千円余りであります。

三百四十四、三百四十五ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で四億二千三百六十六万四千円余りあります。内訳といたしましては、第一項企業債が二億四千六百五十万円あります。

第二項出資金が八千七百十八万五千円で、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れした出資金であります。

第三項補助金が七千四百万円で、これは防災・安全交付金（藤崎町流域関連公共下水道雨水・浸水対策事業）に係る国庫補助金であります。

第四項負担金が一千五百九十七万九千円余りで、これは白子バイパス関連下水道管移設工事に対する県の負担金であります。なお、企業債及び補助金の減額は、支出の表にある翌年度繰越額の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業工事四千四百九十六万三千余りに対する企業債分二千百万円、国からの補助金分二千百万円が主なものです。

次に、支出が総額で六億三百八十五万二千円余りであります。内訳としましては、第一項建設改良費が一億八千八百三万三千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が一千三百四十四万二千円余りであります。

第二項企業債償還金が四億一千五百八十一万八千円余りであります。収入の第一項企業債及び第四項負担金の地方公営企業法第二十六条の規定による繰越額に係る財源充当額は、白子バイパス関連下水道管移設工事の二十九年度への繰越工事費としての企業債一千七百万円と県負担金一千三百九十七万六千円余り、支出の第一項建設改良費の地方公営企業法第二十六条の規定による繰越額は白子バイパス関連下水道管移設工事の二十九年度への繰越工事費三千九十七万六千円余りであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億八千十八万七千円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

三百五十六ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

水洗便所設置済人口が前年と比較して三十七人増の一万九百三十四人、加入戸数が前年度比九十一戸増の四千八百八十五戸で、処理区域内における加入率は前年に比べ一％増の七四・六％、年間汚水処理量が六万五千六百六十九立方増の百六万二千八百八立方で、年間有収水量が七百二十立方増の九十三万四千三百八立方となっております。

三百六十ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。平成二十九年度末企業債残高は、五十億四千五百六十五万一千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が七十九件で三十三億五百八万三千円余り、地方公共団体金融機構資金が十七件で一億三千二百二万八千円余り、かんぽ生命資金が二件で二億百十一万四千円余り、民間資金が五十五件で十四億七百四十二万五千円余りであります。

三百六十三ページをお開きください。次に、収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は五億五千九百八十七万六千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億七百七十四万一千円余りで、そのうち第一目下水道使用料が一億七千六百八十八万四千円余り、第二目雨水処理負担金が二千六百九十六万五千円、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れたものであります。第四目その他営業収益が三百八十九万二千円余りで、第一節の検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料六十五万五千円、第二節雑収益が岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金の三百二十三万七千円余りであります。

次に、第二項営業外収益が三億五千二百一十一万二千円余りで、第二目他会計補助金が一億九千四十一万一千円で、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。第三目長期前受金戻入が一億六千六百六十五万四千円余りで、減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。三百六十四ページ、第四目雑収益が四万七千円余り、第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の二万二千円であります。

三百六十五ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は五億四千四百二十一万二千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億五千四百八十六万九千円余りで、そのうち第一目管渠費が一千四百三十万六千円余りで、主なものといたしましては、第二節光熱水費が中継ポンプの電気料として三百九十二万四千円余り、第四節委託料が五百八十六万五千円余りで、委託料の主なものとしては、公共下水道事業では、マン

ホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が八十三万五千円余り、農業集落排水事業では、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百九十七万円余り、第六節修繕費が三百二十七万四千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、公共下水道事業のその他緊急時修繕費の九十七万五千円余り、農業集落排水事業では、マンホールポンプ通報装置修繕工事七十四万円であります。

三百六十六ページをお開きください。第二目処理場費が五千百四十九万円余り、主なものといたしましては、第五節委託料が一千八百七十六万五千円余りで、委託料の主なものといたしましては、汚水処理施設維持管理業務委託料が一千六百二十九万六千円余り、第六節手数料が七百八万九千円余りで、手数料の主なものといたしましては、汚泥収集運搬が二百二十六万九千円余り、脱水汚泥収集運搬が二百五十七万六千円余り、脱水汚泥処分が二百二万一千円余り、第七節修繕費が七百八十七万八千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、常盤地区処理施設高圧気中開閉器工事が百二十万円、常盤地区処理施設一階シャッター修繕工事が二百六十七万二千元、各処理施設機器等緊急時修繕費が百三十四万四千円余り、第九節動力費が一千四百九十一万円余りで、これは処理場の運転に係る電気料であります。三百六十七ページ、第四目流域下水道維持管理負担金が三千百七万一千円余りであります。第五目総係費が一千八百十四万五千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費、引当金等の職員給与費が一千五百六十一万七千円余り、第十三節負担金が二百二十四万九千円余りで、負担金の主なものといたしましては、農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金が二百十三万円余りであります。三百六十八ページ、第六目減価償却費が三億三千九百八十五万五千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の公共下水道事業では、構築物分が一億四千七百九十万一千円余り、機械及び装置分が九百五万四千円余り、農業集落排水事業では、建物分が二千四百七十二万二千円余り、構築物分が一億七百八十七万一千円余り、機械及び装置分が三千八百二十六万円余り、第二節無形固定資産減価償却費の公共下水道事業の岩木川流域下水道施設利用権が八百三十一万四千円余りであります。

第二項営業外費用が八千八百八十八万七千円余りで、内訳といたしましては、第一節企業債利息が八千八百八十八万七千円余りであり、償還先別件数では公共下水道と農集排の合計で、財政融資資金が八十三件、地方公共団体金融機構資金が二十二件、かんぽ生命資金が二件、民間資金が五十五件であります。

第三項特別損失が四十五万四千円余りで、住所不明等による下水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千五百六十六万四千円余りで、黒字決算となったものであります。

三百六十九ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税込みとなっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は四億二千三百六十六万四千円余りであります。内訳につきましては、三百四十四ページ、資本的収入及び支出で説明したので、省略させていただきます。

次に、三百七十ページ、支出ですが、総額で六億三百八十五万二千円余りであります。内訳といたしましては、第一項建設改良費第六節委託料の藤崎町流域関連公共下水道事業計画変更業務委託料が六百四十八万円、三千石堰二号幹線（雨水・浸水対策）修正設計・測量業務委託料が百八十二万五千円余り、第七節工事請負費の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業工事費が一億三千八百二十九万八千円余り、白子バイパス関連下水道管等工事が三千四十三万五千円余り、第八節補償金の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業立木補償金が百五十八万二千円余り、第二目流域下水道建設負担金の岩木川流域下水道事業建設負担金が二百八十万五千円であります。

三百七十一ページ、第二項企業債償還金が四億一千五百八十一万八千円余りで、償還先別件数では公共下水道と農集排の合計で財政融資資金が七十九件、地方公共団体金融機構資金が十七件、かんぽ生命資金が二件、民間資金が五十五件であります。

以上で、下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと三百六十七ページです。その中の費用の中の四目といいますか、この中で流域下水道維持管理負担金、岩木川流域下水道事業維持管理負担金三千百七万円、三千万円ですよね。三千百万円、これはどういう内容というか、負担金なんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは流域下水道、公共下水道の分でございますが、藤崎地区はこの都市計画区域内はほぼ公共下水道、あと常盤地区につきましては福島、徳下、三ツ屋が公共下水道に入っておりますが、この流入先といたしまして、岩木川流域下水道がありまして、その維持管理に係る分を構成市町村が負担しているというものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。横山委員。

○横山哲英委員

水道でもさっき不納欠損を聞きましたけれども、今回もまた下水道でも、農集排でもありますけれども、またこれも人数わかります。何名分ですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。下水道、公共下水道分につきましては三名でございます。農集排につきましては二名でございます。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

そうすれば、さっきの水道の料金と農集排とも連動しておりますけれども、これは同じ方なんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

先ほど水道で不納欠損いたしました一名につきましては農集排のほうに一名同じ方がおります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

じゃあその下水の不納欠損をなされた方は、委員長もし、水道に若干戻りますけれども、だめでしたら質問をとめても結構です。

○委員長（奈良完治君）

そのままお聞きして結構だと思います。

○横山哲英委員

じゃあ、この下水の不納欠損をなされた方は水道料金は完納しているわけなんですか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この下水道の不納欠損の方につきましては、水道につきましては完納はしていない方ですが、水道につきましては、不納欠損の処分がまだできないということでございます。以上です。（「何だかさ、納得されないんだけども、休憩お願いします」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

休憩します。

休 憩 午前十一時〇三分

再 開 午前十一時〇五分

○委員長（奈良完治君）

休憩を取り消し、委員会を再開いたします。

浅利委員。

○浅利直志委員

この下水道事業報告書というのが課長の会計的な報告に附随して三百五十四ページですね、ここに下水道事業概要報告書というのがございます。その中で、公共下水道加入率の状況ということでいまだに七七・四％だと。それから農業集

落排水事業は七一・九%だと。というようなことなんですけれども、前年度が七一・二で、七一・九%になっておりますというようなことなんです。それで、課のスタッフもこの加入率、これをアップするというのは毎年の宿題でやっているんですけれども、特別に加入を促進するための取り組み、何か予算も見ていて執行したみたいな感じもするけれども、情報提供、それから具体的にお願いに行くというような取り組みをどのようになさっているのか、その辺をお聞きしたいんですけれどもね。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。三百五十六ページのほうに表として載せてございます。下水道加入率が平成二十九年度で七四・六%となっております。

この下水道加入率の計算方法ですが、水洗便所設置済人口を処理区域内人口で割り返したものでございます。それで、上段の水洗便所設置戸数を見ていただきますと、九十一戸増加してございます。それなのになぜ一%しかふえないのかということになりますと、その水洗便所の設置できる区域に、他地区、いわゆる町外からとか、新たに転入してきて家を建てたとか、そういう場合、結局人口割る人口ですので、一になってしまうということで加入率になかなか反映されないということがございます。ですので、なかなか、この加入率を上げるためには、現在、処理場処理区域内で下水道に設置されていない世帯の方を新たに下水道に加入していただくということになります。それで、当課といたしましては、昨年度合併浄化槽を設置している世帯をその方であれば下水道に接続するのは方法的には簡単だろうということで、その方を対象に昨年一年間ちょっと調査なりしてみたんですが、その結果ですけれども、下水道処理区内の浄化槽設置世帯は三百五十六世帯ほどございました。あと、その他、いわゆるくみ取りとかですが、これが一千八十二世帯。それ

でこの浄化槽の設置世帯三百五十六世帯の方全員に公共下水道加入のお願いということで文書を送付したわけですが、浄化槽設置世帯の方にいろいろ聞き取りもしましたが、現状では浄化槽で何ら困ってないということで、あと下水道に接続した場合、当然その使用料が発生するということも言われました。浄化槽の維持管理に関しましては、年一回の法定検査と、あと槽内の汚泥の抜き取り等がかかりますが、やはりそれ以上に下水道の使用料がかかるということが非常に言われております。ですので、なかなかこの方らを、浄化槽の方を下水道に加入させるということはなかなか難しいのかなという感想を受けました。

これをどういうふうに進めていくかということになりますと、非常に難しいところではございますが、思い切って工事費に対する補助金を出すとか、そういう方法しかないのかなとか、今思っているところがございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私の記憶が定かだとすれば、具体的な話を私、初めて聞いたような気がいたします。つまり、区域、下水道の配管というか、管がある地域の三百五十六世帯に対して、具体的なお願いといたしますか、設置のお願いだとか、そういうようなことをやったんだと思います。かけて、加えてと言えばなんですけれども、それは引き続きやって、費用の最小の効果で最大の効果を生み出すような何か先進的な取り組みをしている全国の自治体、困っている自治体がこの問題では加入率を上げたいということで取り組んでいるところもあると、先進事例もあると思うので、ぜひ研究して、もっとさらに取り組んでいただきたいと思います。

設置に当たってのその呼び水というか、助成金というか、そういうのでやっているところもあるし、合併浄化槽そのものに対する助成や、そういうものを含めて、いずれにしても新しい家、新築の家ができる前に、対策を講じていただき

たいものだということと、かけて加えてこのページ数を見てください。三百五十六ページです。下水道加入率の三百五十六ページ、公共下水道の常盤地区の加入率は六二・三％というふうになっております。これは明らかに常盤地区で公共下水道を利用しているところは福島、徳下とかって、はっきりしているわけでありますので、七〇％なら七〇％を目指してこの取り組みをやって、特に例えば町長、久井名館の町内会の総会なんかに町長来ましたけれども、そういう呼ばれたから来たのか、その辺ちょっとわからないですけれども、春先の総会だとかあって、町長も行くとかいう場合もあるんだろうと思いますけれども、公共下水道の加入のお願いなり、それも担当課一緒にこの六二％から上げるには、はっきりしているわけなので、そういう取り組みもしたらどうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。当課といたしましては、やはりこの下水道加入率のアップというものはずっと前からの課題でございますので、あらゆる機会を利用いたしまして、啓蒙活動をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

農集排については、藤崎地区が六三％ぐらいになっておるわけですので、共通のその集落って大体わかるわけでもございますので、先ほどやったアンケートの分析と兼ね合わせて、ぜひ取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

それで、私の質問は三百六十七ページの費用にかかわることなんですけれども、先ほど三百六十七ページの三千百七万

円、これが下水道のほうの負担金といいますか、管理負担金といいますか、そういうような内容であります。利用料もそのほか何だか八百万円ほども払っているんで、そうしますと、実際の費用比べて、集排と下水道を書いているので、具体的に、私は下水道のほうはるかに二割も三割も低いものかなというふうに思っておりましたですけれども、何か比べてみますと、費用というか、下水道事業費用、営業費用についてなんですけれども、農集排のほうが二千五百万円ぐらいで、下水道のほう、管理費、これが三千百万円ほどというふうに見れば、そんなに違いがないんじゃないのかなというふうにも思っておるんですけれども、農集排と下水道の費用別といいますか、その辺どういうふうにして分析なり捉えているものでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

対馬上下水道課長。

○上下水道課長（対馬猛清君）

お答えいたします。三百五十三ページに、セグメントの内容ということで、その事業別の費用について掲載してございます。三百五十三ページです。これを見ますと、両事業、ほぼ経費といいますか、それについてはほぼ同じ額が計上されております。ただ、今後のことになりますけれども、やはり処理場費の五千百四十九万円ほど、これにつきましてはやはり昨年もちよっとお話をしましたけれども、処理場の七処理場ありますけれども、これの統廃合や公共下水道への接続等を推進していきまして、この経費の削減に努めていかなければ下水道の経営を圧迫することになろうかと思えます。それに加えて、今年度から県のほうが主導いたしまして、今申し上げました農集排を公共下水道に接続するとか、統廃合とか、それらにつきまして全県対象にいたしまして、そういうふうな今後の下水道の全体の計画につきまして検討していきましようという会議がことしから始まることになっております。県が主導ということですので、その結果にもよりますけれども、多分進んでいくのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

他に質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

質疑じゃないですけれども、ぜひ具体的に農集排のほうの接続の問題だとかをぜひ前向きに名乗りを上げてでもいいので、つまり藤崎の場合、農集排と下水道が半々ぐらいというか、そういう点ではモデルになりやすい、また工事も平地であるしやりやすいという、そういう有利な面もありますので、ぜひ県主導で検討会議があるという報告ですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前十一時二十二分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 奈 良 完 治